

ID: 3013

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第28条の4第3項第6号		
法令番号	昭和32年法律第26号		
【根拠条文】 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例) 第28条の4 3 第1項の規定は、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。 (6) 個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。) 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日